

令和3年3月後期定例会 議事録

- | | | |
|----------|-----------------------------|---------------|
| ・開催日時 | 令和3年3月25日(木曜日) | 13時51分～15時19分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 | |
| ・出席者(委員) | 伊藤委員長 松尾委員 内田委員 | |
| | (事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹 | |
| | 鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事 | |

議事事項

1 令和3年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 令和3年3月臨時会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回臨時会の議事録について、承認することを決定した。

3 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組事案(昭和50.11.28等統一行動事案)について、当該審査請求人の所在調査を行い、死亡1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

- ・昭50.11.28等統一行動事案 2名分

4 昭和52年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

佐教組3事案(昭和50.11.29等統一行動事案、昭和52.4.15等統一行動事案、昭和59.10.26統一行動事案)について、当該審査請求人の所在調査を行い、死亡1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、本件審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

・昭 52 . 4 . 15 等統一行動事案 69 名分

5 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 52 条の規定に基づく承認について

佐賀県知事から、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「規則」という。）第 52 条の規定に基づく承認について申請があり、その内容を事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

また、今後、人事交流により、一部事務組合の消防官にある者を副課長級以下の職の職員として本県に採用する際、再計算方式によらず規則第 52 条に基づき給料月額の見給保障方式により初任給決定を行う場合の承認については、佐賀県人事委員会事務局処務規程第 3 条関係別表第 41 に類推するものとして同第 4 条に基づき、事務局長の専決とすることについて承認した。

【説明】

今回人事交流による採用を予定している職員の初任給決定について、再計算方式により難いため、見給保障方式によることとする。

6 佐賀県職員の職の任用等級分類表の廃止について

廃止について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

昭和 56 年に当分の間として通知した佐賀県職員の職の任用等級分類表について平成 28 年の地方公務員法の一部改正を踏まえ廃止することとする。

7 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正等に伴い、事務局長が専決することができる事務について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 事務局長が専決することができる事務に次に掲げる事項を加えることとした。(別表関係)

ア 勤務条件に関する措置の要求に関する規則第 2 条の 4 第 2 項の規定による主任

代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。

イ 不利益処分についての審査請求に関する規則第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。

ウ 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1の特に規模が大きい学校で教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。

(2) 佐賀県文書規程の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行

8 押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の理由

人事委員会に対し提出される文書及び人事委員会が発出する文書において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制、制度見直しの一環として、押印の取扱いを見直す必要があるため。

2 制定の内容

以下の規則について、押印の見直しに関する所要の改正を行うこととした。

- (1) 佐賀県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立に関する規則
- (2) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則
- (3) 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則
- (4) 登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則
- (5) 佐賀県職員の定年等に関する規則
- (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則
- (7) 佐賀県職員の育児休業等に関する規則
- (8) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則
- (9) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則
- (10) 職員の修学部分休業に関する規則
- (11) 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則
- (12) 佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則
- (13) 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則

- 3 施行期日
公布の日から施行

9 押印見直し等に係る運用通知の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

- (1) 以下の運用通知で定める様式等について、押印の見直しに関する所要の改正を行うこととした。
 - ア 通勤手当の運用について（通知）
 - イ 住居手当の運用について（通知）
 - ウ 扶養手当の運用について（通知）
 - エ 単身赴任手当の運用について（通知）
 - オ 管理職員特別勤務手当の運用等について（通知）
 - カ 一般職の任期付職員の給与の特例について（通知）
 - キ 一般職の任期付研究員の給与及び勤務時間の特例について（通知）
 - ク 佐賀県職員の退職管理に関する規則の運用について（通知）
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

2 適用日

令和3年4月1日

報告事項

1 令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第1回）（第1次選考）の実施要綱について

令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第1回）（第1次選考）の実施要綱について、概要を事務局から報告した。

2 令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について、事務局から報告した。

その他

- 1 行事予定について
- 2 運用通知について